無償化のご案内（幼稚園・認定こども園（1号認定））

幼・認2026. 10

幼稚園、認定こども園（教育部分）の保育料は無償です。

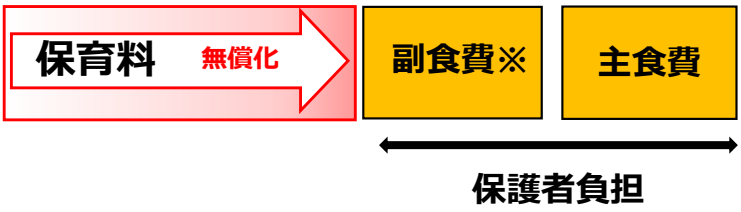
※ 満３歳についても、同様に無償です。

＊ 保育料無償化のための手続は不要です ＊

○ 満3歳を含め、**保育料は無償**

○ **通園バス費**、給食実施園の**主食費・副食費（おかず代など）**、**教材費など**は**保護者負担**となります。

参考　：　給食実施園の場合



※副食費の額は園により異なります。また、次のとおり副食費が免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…幼稚園、認定こども園に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…小学３年生までの子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が免除

（２人目までは全額必要）

副食費の徴収・免除の判定は、園を通じてお知らせします。

○在園以外の一時預かり事業、認可外保育施設などの利用料は、保護者負担となります。

預かり保育料について（実費で利用できますが、無償化の対象になるには申請が必要です。）

満3歳のうち、住民税課税世帯は、保育の必要性の有無にかかわらず、預かり保育料は無償になりません。

※ 満3歳…3歳になったこども

○ 月48時間以上の就労などにより、申請により**「保育の必要性の認定」**を受けられた場合は、預かり保育料も月額上限額※まで無償になります。

※ 預かり保育の利用日数×490円と12,300円（満3歳の非課税世帯は17,700円）を比較して小さい額

○ 保育を必要とする要件は、就労のほか、就学、産前産後、病気・障がいなどがあります。詳しくは、**「無償化の認定手続について」**をご覧ください。

○ **「保育の必要性の認定」は、預かり保育の利用を約束するものではありません。**
預かり保育の申込みは、各園に行ってください。

○ 預かり保育料は、月額上限額までは料金を園に支払う必要はありません。ただし、月額上限額を超えた預かり保育料や無償化対象外費用（おやつ代等）は支払う必要があります。

※「無償化の認定手続について」は、各施設にあります。

問合せ先：福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課　　TEL:084-928-1140